



～出産・子育て応援給付金事業～



妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を実施します。

妊娠期～出生 ～産後（子育て）	《伴走型支援》		《経済的支援》	
	支援の内容	面談実施者	支援の内容	支給の要件・条件
妊娠届出	<ul style="list-style-type: none"> アンケート① 妊婦への面談 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 子育てコンシェルジュ 	<ul style="list-style-type: none"> 出産応援給付金支給 (妊娠1回あたり5万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時の面談 アンケート①回答
妊娠7～8か月	<ul style="list-style-type: none"> アンケート② 妊婦への面談 		<ul style="list-style-type: none"> ※ 給付金申請書には顔写真付き公的身分証明書と振込先口座の分かるもののコピーが必要です 	
出生届出～ 赤ちゃん訪問	<ul style="list-style-type: none"> アンケート③ 産婦（養育者）への面談 		<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援給付金支給 (子ども1人あたり5万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠7～8か月時のアンケート②回答 出生届出後の面談 アンケート③回答

妊娠期・・・・・・・・・・・・・・出生・・・・・・・・・・・・・・産後～子育て

妊娠届

妊娠7～8か月

出生届

赤ちゃん訪問時



- アンケート①
- 面談
- 出産応援給付金申請

- アンケート②（封筒で返信）
- 面談



- 面談
- アンケート③
- 子育て応援給付金申請

＜注意＞子育て応援給付金は、赤ちゃん訪問時の面談を受けた後に給付されます。

《出産応援給付金》

【支給対象者】・・・次の全てに該当する方

- (1) 母子健康手帳の交付を受けた方
(産科医療機関等で妊娠の確認がされている方)
- (2) 銚田市に住民登録がある方
- (3) 母子手帳交付時の面談及びアンケートに回答している方
- (4) 他の自治体で国の「出産子育て応援交付金事業」による給付を受けていない方
- (5) 関係機関との情報確認・情報共有に同意している方
(申請書に署名している方)

【給付の金額】

- (1) 妊娠1回につき 50,000円
(流産・死産された方も給付されます。)

【必要書類】

- (1) 出産応援給付金申請書
◎添付書類・・・顔写真付き公的身分証明書、振込先口座の分かるものの写し

【申請期間】

- (1) 出産の前日まで
(母子健康手帳交付後、速やかに申請してください)



《子育て応援給付金》

【支給対象者】・・・次の全てに該当する方

- (1) 出生したこどもを養育している方
- (2) 銚田市に住民登録がある方
- (3) 妊娠中の面談及びアンケートに回答している方
- (4) 出産後(赤ちゃん訪問時)の面談及びアンケートに回答している方
- (5) 他の自治体で国の「出産子育て応援交付金事業」による給付を受けていない方
- (6) 関係機関との情報確認・情報共有に同意している方
(申請書に署名している方)

【給付の金額】

- (1) 出生児1人につき 50,000円
多児の場合は人数×50,000円

【必要書類】

- (1) 子育て応援給付金申請書
◎添付書類・・・顔写真付き公的身分証明書、振込先口座の分かるものの写し

【申請期間】

- (1) 出産されたお子さんが生後4か月を迎える日まで
(赤ちゃん訪問時に申請してください)



————— 問合せ先 —————
銚田市こども家庭センター「HUGくむ」
すこやか親子サポート係 ☎ 36-7611